

平成17年
10月から

高額介護サービス費のお知らせ

施設での「居住費」と「食費」が 利用者負担となります



施設を利用している人は居住費と食費を介護保険から給付されますが、在宅の人は自己負担となっています。そこで、公平性を図るために、保険給付の対象となっている施設サービス利用時の「居住費（光熱水費相当）」と「食費（食材料費と調理コスト相当）」が保険給付の対象外となり、平成17年10月からは利用者の自己負担となります。ただし、所得の低い人には負担の軽減があります（くわしくは裏面をご覧ください）。

新たに利用者負担となるもの

- 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）、
介護老人保健施設（老人保健施設）、
介護療養型医療施設（療養病床等）、
短期入所介護（ショートステイ）を利用する場合
 - 居住費（滞在費）
 - 食費
- 通所介護（デイサービス）、
通所リハビリテーション（デイケア）を利用する場合
 - 食費

居住費とは：施設の利用代（減価償却費）＋電気、ガス、水道等の光熱水費に相当する費用

※個室・ユニットや多床室など居住環境によって異なる。

食費とは：食材料費＋調理コストに相当する費用

※栄養管理は保険給付対象

実際に施設サービスを利用するときにかかる費用は、施設と利用者の契約内容により異なります。

所得の低い人に配慮し、負担限度額が設定されます

所得の低い人の施設利用が困難とならないよう、居住費と食費の利用者負担の上限額が設定されます。これにより利用者負担段階に合わせた負担限度額までを自己負担として支払い、残りの差額は「特定入所者介護サービス費」として介護保険から支給されます。申請手続については介護保険課までお問い合わせください。

例) 特別養護老人ホームの入所者の場合

◆負担限度額のめやす (月額)

現段階	新利用者負担段階区分	居住費				食費
		ユニット型 個室	ユニット型 準個室	従来型個室	多床室	
第1段階	新第1段階 老齢福祉年金の受給者で、市民税世帯非課税者及び生活保護受給者等	2.5万円	1.5万円	1万円	0	1万円
第2段階	新第2段階 市民税世帯非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	2.5万円	1.5万円	1.3万円	1万円	1.2万円
	新第3段階 市民税世帯非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	5万円	4万円	2.5万円	1万円	2万円
第3段階	新第4段階 市民税世帯課税者	6万円	5万円	3.5万円	1万円	4.2万円

※ただし、新第4段階の方は利用者と施設の契約により利用者負担額が決まります。

利用者負担の変化のめやす

例) 特別養護老人ホームの入所者 (要介護5・甲地) の場合

◆ユニット型個室を利用した場合 (月額)

【現行】

利用者負担段階	利用者負担合計	利用負担内訳		
		1割負担	居住費	食費
第1段階	4.5~5.5万円	1.5万円	2.0~3.0万円	1.0万円
第2段階	7.0~8.0万円	2.5万円	3.0~4.0万円	1.5万円
第3段階	9.7~10.7万円	3.1万円	4.0~5.0万円	2.6万円

【平成17年10月から】

利用者負担段階	利用者負担合計	利用負担内訳		
		1割負担	居住費	食費
新第1段階	5.0万円	1.5万円	2.5万円	1.0万円
新第2段階	5.2万円	1.5万円	2.5万円	1.2万円
新第3段階	9.5万円	2.5万円	5.0万円	2.0万円
新第4段階	12.8万円	2.6万円	6.0万円	4.2万円

◆多床室を利用した場合 (月額)

【現行】

利用者負担段階	利用者負担合計	利用負担内訳		
		1割負担	居住費	食費
第1段階	2.5万円	1.5万円	—	1.0万円
第2段階	4.0万円	2.5万円	—	1.5万円
第3段階	5.6万円	3.0万円	—	2.6万円

【平成17年10月から】

利用者負担段階	利用者負担合計	利用負担内訳		
		1割負担	居住費	食費
新第1段階	2.5万円	1.5万円	0	1.0万円
新第2段階	3.7万円	1.5万円	1.0万円	1.2万円
新第3段階	5.5万円	2.5万円	1.0万円	2.0万円
新第4段階	8.1万円	2.9万円	1.0万円	4.2万円

高額介護サービス費の一部が変わります

高額介護サービス費は、月々の介護サービスの利用者負担合計額に、所得に応じた利用者負担上限額を設定しています。平成17年10月からこの利用者負担上限額の一部が変更になります。

世帯単位で上限額が設定されます

高額介護サービス費の利用者負担上限額は世帯単位で設定されますので、同じ世帯に複数の利用者がある場合は、世帯全体の利用者負担合計額が下記の上限額を超えた場合に、その超えた分が後から支給されます。また、市民税世帯非課税の人は、所得に応じて個人単位の上限額が設定されます。



◆平成17年10月から

現段階	新利用者負担段階区分	利用者負担上限額
第1段階	新第1段階 高齢福祉年金の受給者で、市民税世帯非課税者及び生活保護受給者等	個人 15,000円 世帯 15,000円
第2段階	新第2段階 市民税世帯非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円以下の人	個人 15,000円
	新第3段階 市民税世帯非課税者で合計所得金額と課税年金収入額の合計が80万円を超える人	世帯 24,600円
第3段階	新第4段階 市民税世帯課税者	世帯 37,200円

これまでの市民税世帯非課税の段階区分では、その対象者の中での所得格差があったため、所得の低い人にとって利用者負担が重くなっていました。この所得格差を見直すことによって、所得の低い人にとっても介護サービスが利用しやすくなります。



●上限額の段階区分は、それぞれの月の初日に利用者の属する世帯主および世帯員の、同日における課税状況などにより判断されます。

◆対象となる利用者負担

- 1 居宅介護サービス費に係る利用者負担（特例居宅介護サービス費を含む）
- 2 施設介護サービス費（居住費・食費を除く※）に係る利用者負担（特例施設介護サービス費を含む）

※所得の低い人への居住費・食費の軽減が別にあります。

◆対象とならない利用者負担

- 1 施設での介護保険給付以外のサービスの利用者負担
- 2 福祉用具購入費に要する利用者負担額
- 3 住宅改修費に要する利用者負担額

※その他、支給限度額を超えたサービス費用については、全額利用者負担となります。

高額介護サービス費の利用の流れ

該当者には、市から高額介護サービス費給付のお知らせ等が届きます。

介護サービス費のうち保険で負担する9割はサービス提供事業者からの請求明細書によって保険者（府中市）が支払います。請求明細書が保険者（府中市）に届くのはサービス利用月の2か月後になります（サービス提供事業者が請求明細書を提出するのが遅れる等で3か月以降になる場合があります）。

その後、保険者（府中市）がその請求明細書を基に個人個人の自己負担額を計算し、上限額を超えた人にお知らせいたします。

市が実施している利用料軽減制度を受けている場合は、軽減を受けた後の自己負担額になります。



介護保険課に次の必要書類を提出し、介護保険高額介護サービス費支給の手続きをします。平成17年10月分の利用分からは申請方法が変わります。

- 介護保険高額介護サービス費支給申請書
- 請求書兼支払金口座振替依頼書
- 印かん
- 銀行名、口座番号のわかるもの（郵便局を除く）



申請をしてから1、2か月後に利用者へ支給されます。

高額介護サービス費は、個人単位で申請し、支給されます。世帯合算分は個人の負担割合に応じてそれぞれに支給されます。

！ ご注意ください

- 保険料の滞納により給付が制限されている場合は、高額介護サービス費が支給されないことがあります。
- サービスにかかった利用者負担分を介護サービス事業者に支払った日から起算して2年を経過すると、支給を受けられなくなります。